

伊勢原市市民活動災害補償制度のあらまし

伊勢原市市民協働課
令和8年4月

1 制度の目的

市民の皆さんが行う様々な公益性のある活動は、地域の課題解決や街づくりにつながる大切なものです。そこで市が保険会社と契約して、市民の皆様が安心して活動できるよう、市民活動中の思わぬ事故を一定の範囲で補償します。



2 対象の考え方

① 対象となる者の要件

- ・市民により自主的に組織された5人以上の団体
- ・市内に活動の拠点を置き、地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動等で、公益性のある直接的活動を主たる事業として、継続的、計画的、または臨時的に行っていること
- ・市民が無報酬で行う活動又は無報酬の指導者等が行う活動

② 対象とならない活動例

上記①の要件にかかわらず、次の活動は対象になりません。

- ・スポーツや軽スポーツ団体の当該活動（無報酬の指導者等が行う活動を除く）
- ・会社内で設立されたクラブ又は学校管理下におけるクラブ・サークル等の活動
- ・宗教、政治、営利等を目的とする活動及び職業（職務）として行う活動
- ・学校教育活動（学校管理下）の活動（児童や生徒、運動会や授業参観など個人としての見学や参加）
- ・市民以外（公益性の高い社会奉仕活動の指導者または参加者及び無報酬で市民に技術・技能の付与等を行う指導者を除く）の方が行う活動
- ・国外での活動 など

【用語の説明】

| | |
|----------------|---|
| 市民とは | 市内在住者、市内在勤者、市内在学者をいいます |
| 指導者等とは | 市民団体等において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者、又はこれに準ずる者並びに市民活動の実践に責任を負う者をいいます |
| 参加者とは | 市民団体が行う市民活動に直接参加する者をいいます。 |
| 無報酬とは | 実費弁償分（交通費など）程度を支給される場合を含みます |
| スポーツ、軽スポーツ団体とは | 競技スポーツやレクリエーションスポーツ及びこれらに準じる活動を目的とする、またはこれらを手段として目的を達成しようとする団体をいいます。具体的には一般的なスポーツや軽スポーツに加え、各種のダンス・体操・フィットネス・ニュースポーツなどを含み、少年・高齢者・障害者など、対象者を限定しません。 |

3 補償の内容

① 補償する事故の種類・内容

【賠償責任事故】

市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいいます。

この事故の補償は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、次に掲げる額を限度額とします。

| 賠償別 | 単位 | 限度額 | 備考 |
|-------|-----------|------------|---|
| 身体賠償 | 1人 1事故 | 1億円 5億円 | ※1事故について、それぞれ5,000円までは、 免責（指導者等の負担）となります |
| 財物賠償 | 1事故 | 500万円 | |
| 保管物賠償 | 1事故 | 500万円 | |

【傷害事故】

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動の指導者等及び参加者が死亡し、又は負傷した事故をいいます。

※指導者等が定めた集合出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住所との通常の経路の往復途上を含みます。

※熱中症等（熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒）を含みます。

| 補償別 | 単位 | 限度額 | 備考 |
|---------|-----|-----------|-----------------------------------|
| 死亡補償金 | 1人 | 500万円 | 熱中症等の場合は限度額300万円 |
| 後遺障害補償金 | 1人 | 500万円 | 別に定める割合等による (熱中症等の場合は限度額300万円) |
| 入院補償金 | 1日 | 3,000円 | 事故日から180日までを限度 |
| 通院補償金 | 1日 | 2,000円 | 事故日から180日以内で90日分までを限度 |
| 手術補償金 | 1事故 | 3,000円×倍率 | 手術の種類に応じた別に定める倍率等による |

② 補償の対象にならない事故例

【賠償責任事故の場合】

- ア 指導者等の故意によって生じた賠償責任
- イ 戦争、暴動等により、又は地震、噴火、洪水等の自然変象によって生じた賠償責任
- ウ 指導者等と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- エ 航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)、銃器(空気銃を除く)の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- オ その他保険約款等に定める賠償責任

【傷害事故の場合】

- ア 指導者等及び参加者の故意
- イ 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ウ 指導者等及び参加者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転が出来ない恐れがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転しているときに、生じた事故
- エ 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症等は除く）、心神喪失
- オ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの
- カ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- キ 山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハマー等の登山用具を使用するもの)、効力化ソング、ハググライト-搭乗その他これらに類する危険な運動による事故に起因して生じた傷害
- ク その他保険約款等に定める事故

4 加入方法・保険料

事前の加入や登録の手続きは必要ありません。市民活動中に事故が起きたら、次の5に記載する要領で所定の様式により手続きしてください。なお、保険料は市が負担しますので、市民の皆様の保険料負担はありません。（賠償責任事故の場合、補償額から免責分5,000円分を差し引きます）

5 事故が発生したら

① 事故発生の翌日から起算して14日以内に、事故報告書（所定様式）を提出してください

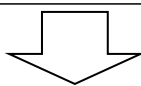
【提出書類】 事故報告書（所定様式）、当日の参加者名簿、活動内容がわかる実施要項・開催通知・施設利用許可証等のうちのいずれか、年間の活動計画、団体の会則又は規約、その他事故の状況により指定する書類（在勤・在学証明書類、経路図など）

【提出先】 市民協働課（市役所1階正面入口左側）〒259-1188 伊勢原市田中348番地
窓口持込又は郵送により提出してください（郵送の場合、期限日必着）。

※ 提出期限の算出には土日・休日を含みます。必要なすべての提出書類を準備してください。

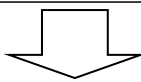
※ 年間の活動計画や会則が無い場合は、市民活動団体等概要書（所定様式）を提出してください。

※ 事故報告書、市民活動団体概要書の様式は、市民協働課のほか公民館などでも入手できます



② 事故内容を審査します

- ・提出書類に基づき、制度に該当するかを市と保険会社により審査します。
- ・制度に該当する事故として認定された場合、補償金等請求書を送付します。制度に該当しない場合は、その旨をご連絡します。



③ 災害補償金等請求書を提出してください

【提出書類】

○賠償責任事故の場合

事故の種類・状況によって異なりますので、その都度ご連絡します。

時期：示談などにより法律上の賠償責任が確定したら提出

○傷害事故の場合

必須：補償金等請求書、受診した病院等の診察券の写しまたは医療費領収証の写し

その他：受傷者が未成年の場合は、健康保険証・住民票の写しなど親子関係がわかるもの
補償金請求額が10万円を超える場合は、医師の診断書

時期：ケガが治ったら（または事故日から180日が経過したら）提出

【提出先】 所定の保険代理店に提出していただきます。

【注意】近年、飲酒に起因する事故が多くなっています。飲酒時の事故等は補償の対象にならないことがありますので、充分ご注意ください。

💡 市民活動災害補償制度 よくある質問

Q. スポーツチームの練習中にケガをした場合は補償されますか？

A. 原則として、競技スポーツやレクリエーションを目的とする「スポーツ・軽スポーツ団体」の活動は、対象外です。無報酬の指導者等が行う活動中に発生した事故については対象となることがあります。

Q. 活動場所へ往復途中の往復の事故も補償されますか？

A. 傷害事故（自身のケガ）については、補償されます。指導者等が定めた集合場所（または解散場所）と、自宅との間の通常経路での往復途上の事故が対象となります。
ただし、ご自身の不注意で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしてしまった「賠償責任事故」については、往復途中の事故は補償の対象外です。

Q. 飲酒時の事故は補償されますか？

A. 飲酒時の事故や、飲酒に起因する事故は、補償の対象にならない場合があります。また、親睦会などの飲食を主目的とする活動は、公益性のある活動とはみなされないことがあります。

Q. 活動に対して謝礼金などが発生している場合は補償されますか？

A. 本制度は、市民が無報酬で行う自発的な活動を支援するためのものです。そのため、活動に対して謝礼金などの報酬を受け取っている場合は、職業や営利目的の活動とみなされ、補償の対象外となります。ただし、交通費などの実費弁償分程度の支給であれば「無報酬」とみなされ、制度の対象となります。

Q. 活動中に建物の床や壁を傷つけたり、壊したりしてしまった場合は補償されますか？

A. ケースによりませんが、「借りている部屋の壁や床」を壊した場合は、補償の対象外となる可能性が高いので注意が必要です。
この制度の「賠償責任（財物賠償）」は、原則として「他人の物を壊してしまったとき」に使えるものですが、保険のルールでは「自分が借りて管理している物」は、たとえ他人の所有物であっても「自分の物と同じ扱い」とみなされ、補償の対象から外れる可能性が高くなります。（受託物除外）
例えば、レクリエーション中などに「隣接する民家の塀や窓ガラス」を壊してしまった場合は補償対象ですが、使用許可を得て借りている「体育館の壁」や「会議室の床」を壊してしまった場合は、この制度ではカバーできない可能性が高くなります。

Q. 自治会等の行事に連れてきた子どもがケガをした場合、補償されますか？

A. 原則として、「市民活動の参加者」として直接的な活動に従事している場合のみが対象です。単に保護者に連れ添って来ているだけの場合や、自由時間に遊んでいてケガをした場合は「直接的活動」とみなされず、補償の対象外となる可能性が高くなります。学校管理下の活動（運動会や授業参観など）に個人として見学・参加している児童や生徒も対象外です。

Q. 「参加者」として認められるための条件はありますか？

A. 事故報告の際、「当日の参加者名簿」の提出が必要となります。団体が計画した活動内容に沿って、その役割や目的を持って参加していることが必要です。突発的にその場に居合わせた人や、活動の趣旨に関与しない随行者は、原則として「参加者」には含まれません。